

「北本市空き家等改修」 の補助金交付制度

市では、空き家が管理不全になる前に少しでも流通に乗りやすく、利用価値を高め、中古住宅の利活用を促進することを目的として、空き家等の改修に係る費用の一部を補助します。

1 補助金の額

改修工事 最高 52万円

補助対象工事費の1/3（市内業者：20万円、市外業者：10万円が限度）
【転入加算等】

- ※市外からの転入：最大20万円加算
- ※中学生以下の子供がいる：最大8万円加算
- ※夫婦共に39歳以下：2万円加算
- ※親世帯・子世帯が同居する：2万円加算

2 対象となる空き家

市内にある一戸建て住宅又は併用住宅

3 申請できる人

- (1) 住居として売却する人
- (2) 第三者に賃貸する人
- (3) 取得した空き家に居住する人
- (4) 賃借して居住する人
- (5) 高齢者の憩い場の場等に改修し、地域住民に提供する人



4 補助対象工事

- (1) 賃貸の用に供していない居住部分の改修（を含む）工事
※併用住宅の場合は住宅部分の改修工事が対象になります。
※家電（エアコン等）等の物品は対象になりません。
- (2) 交付決定後に着手する工事であること。

5 申請方法

申請を希望する人は、あらかじめ都市計画政策課営繕・住宅担当の窓口で補助対象になるかを相談のうえ、必要な書類をそろえて提出してください。

※申請額が予算に到達した時点で受付を終了します。

詳しくは、北本市都市計画政策課 営繕・住宅担当

TEL 048-594-5574 まで